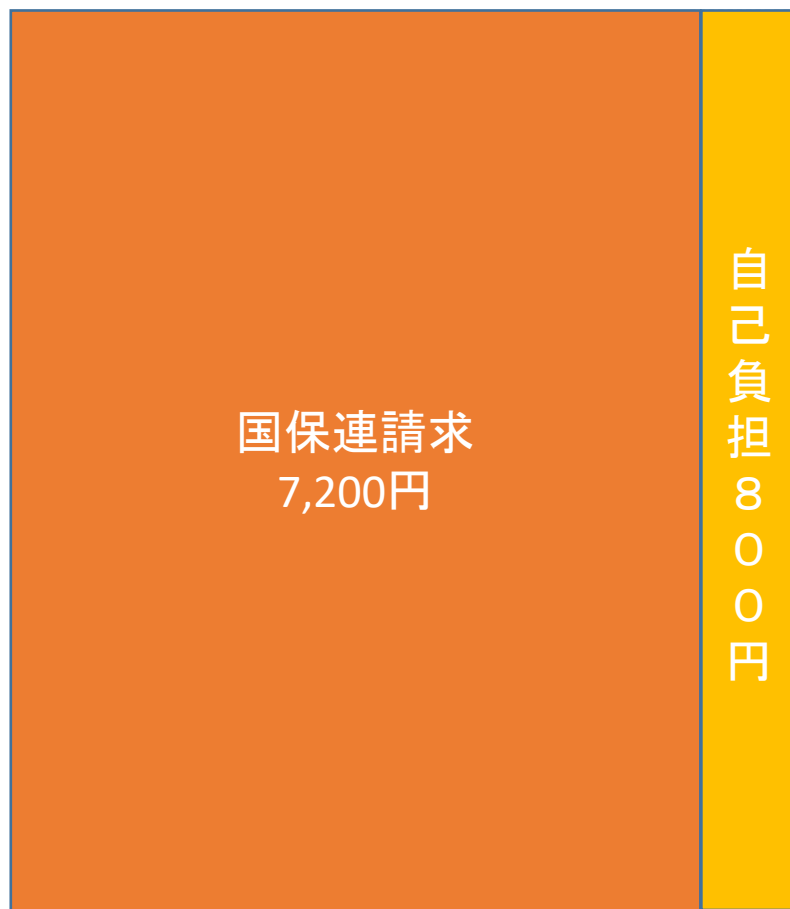


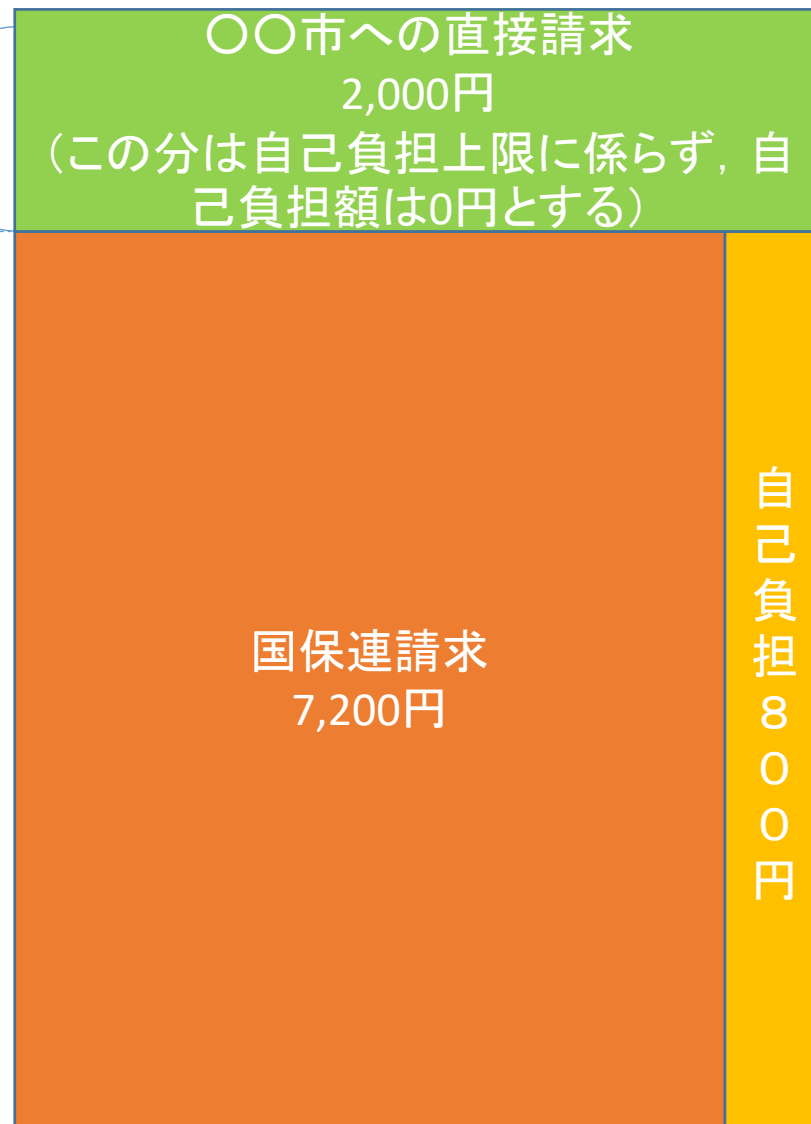
「国保連への請求」
「〇〇市への直接請求」
区分けのイメージ

「国保連への請求」と「〇〇市への直接請求」の区分けのイメージ

2,000円が臨時休業に伴うかかりまし分



児童A 2月報酬
(8,000円)



児童A 3月報酬
(10,000円)

4つの請求区分の違い

- (1) 新規支給決定

臨時休業に伴い新たに障害児通所支援給付費の支給決定(以下「支給決定」という。)を受けた児童が放課後等デイサービスを利用した場合とその費用

- (2) 利用量の増

臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和2年3月当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと市町村が認めたものについて、利用の増に伴い増加した報酬の差額費用

- (3) 休日単価との差額

臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額

- (4) 延長支援の実施

臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表第3の10に定める延長支援加算(以下「延長支援加算」という)の算定単位数が臨時休業開始前より増加した費用

請求区分の違いごとの イメージ図

(1) 新規支給決定

受給者証や本人への
ヒアリングで事情を確
認してください

10,000円が臨時休
業に伴うかかりまし分

児童A 2月報酬
(0円)

〇〇市への直接請求
10,000円
(この分は自己負担上限に係らず、自
己負担額は0円とする)

児童A 3月報酬
(10,000円)

(2) 利用量の増

50,000円が臨時休業に伴うか
かりまし分



児童A 2月報酬
(90,000円)(週2回利用)

八街市への直接請求
50,000円
(この分は自己負担上限に係らず、自
己負担額は0円とする)



児童A 3月報酬
(140,000円)(週3回利用)

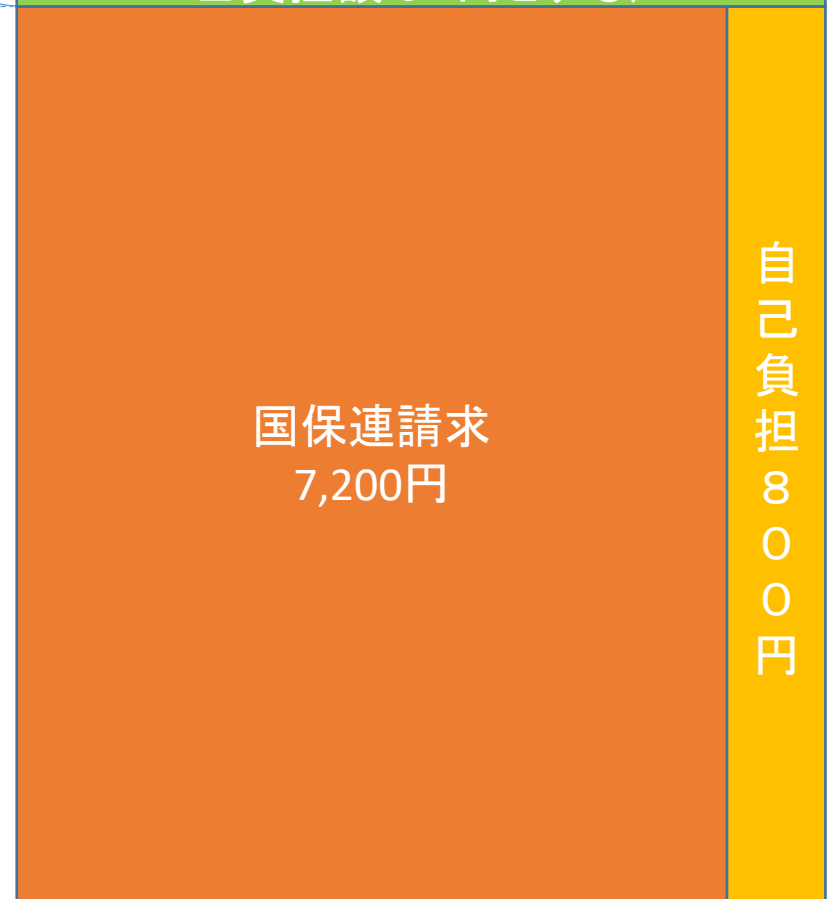
(3) 休日単価との差額

1,253円が臨時休業に伴う
かかりまし分
(平日単価と休業日単価との差額分)



児童A 2月報酬
(8,000円) 平日1回の利用

〇〇市への直接請求
1,253円
(この分は自己負担上限に係らず、自
己負担額は0円とする)



児童A 3月報酬
(9,253円) 措置期間中の平日利用だが、
休業日単価分1,253円増加

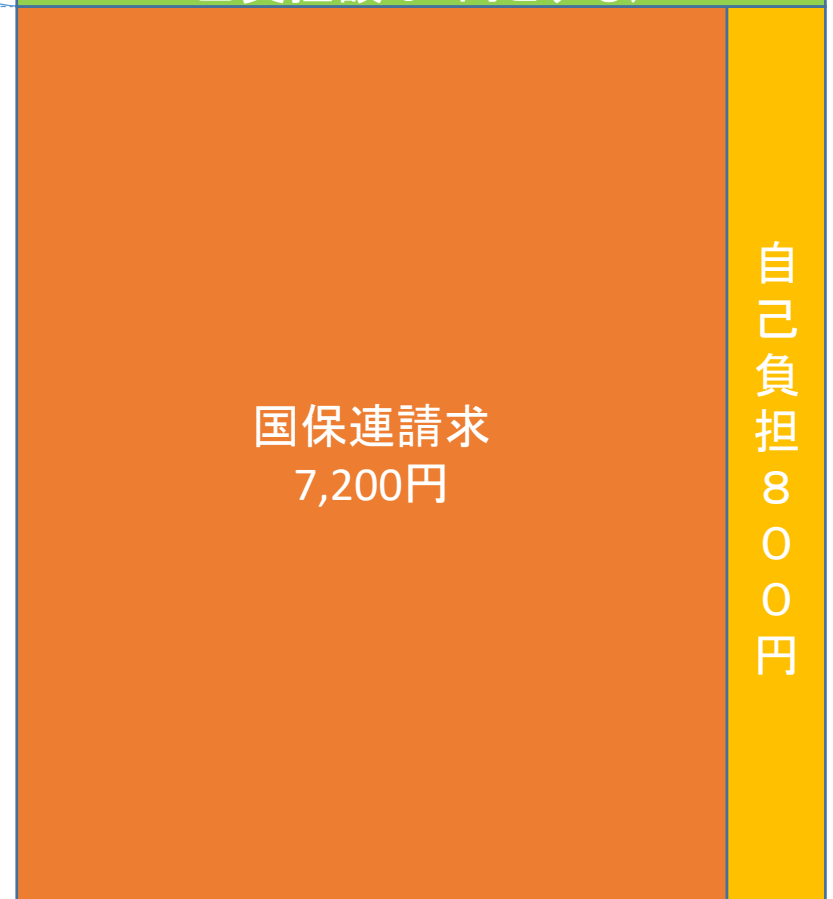
(4) 延長支援の実施

631円が臨時休業に伴うかかりまし分
(延長加算分)



児童A 2月報酬
(8,000円) 平日1回の利用

〇〇市への直接請求
631円
(この分は自己負担上限に係らず、自己負担額は0円とする)



児童A 3月報酬
(8,631円) 措置期間中の平日利用だが、
営業時間前45分の支援を受けた